第１１３号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX　03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

東京地本・秋の学習会

11月12日(日)
13:00～

場所　東部区民事務所
大塚駅徒歩５分

一握りの大企業が内部留保をため込み、株主配当を増やす一方で、働く者の生活は厳しくなるばかりです。非正規雇用は、労働者全体の４割となり、年収３００万円以下の人は全労働者の６割近くに達しています。労働者の賃金が低く抑えられて個人消費が冷え込み、日本の経済・社会は深刻です。今回、郵政の賃上げ問題を中心に講演されます。

テーマ1、１８春闘勝利に向け「賃上げの意義と根拠」

講師　廣岡　元穂（本部顧問）

テーマ2、労契法20条裁判「判決の意義と今後」

講師　倉林　浩（本部専門委員）

知を力に\18春闘準備を！

９月１４日、東京地裁は郵政ユニオンの組合員３人が訴えていた郵政２０条裁判で画期的な判決を下しました。期間雇用社員に年末年始手当、住居手当、夏季休暇、冬季休暇、病気休暇がないのは不合理な労働条件の相違であり、労働契約法２０条に違反しているとしたのです。今回の判決を勝ち取った意義、今後の２０条裁判についての方針も明らかにされます。

主催：郵政産業労働者ユニオン東京地本
104-0031
東京都中央区京橋３－６－３
京橋通郵便局５Ｆ
TEL・FAX　03（3535）5447
piwutokyo@yahoo.co.jp